

給付管理票（様式第十一）

留意事項

- ① 月途中で居宅介護（予防）支援事業者が変更になった場合（転居等による保険者の変更の場合を除く。）は、月末時点に市町村への対象となっている居宅介護(予防)支援事業所が給付管理票を作成します。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業者が給付管理票を作成します。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援又は介護予防マネジメントを受けた場合には、当該介護予防支援事業者が給付管理票を作成します。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、月末時点において利用するサービス事業所が給付管理票を作成します。

- ② 担当介護支援専門員番号には給付管理を行った介護支援専門員の指定介護専門員番号を記入する。ただし、地域包括支援センターでの介護予防支援において介護支援専門員番号を記入できない場合には、担当介護支援専門員番号は空欄とする。
- ③ 要介護状態区分及び支給限度基準額には、月を通じて重い方の要介護状態区分及び支給限度基準額を記入する。なお、月額報酬のサービスが月途中に開始もしくは終了する場合は、月単位の単位数ではなく、日割りの単位数での計画単位数を記入する。
- ④ 事業所ごと及びサービス種類ごとの居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画又は介護予防・日常生活支援事業に位置付けられた居宅サービス若しくは介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業の給付額又は事業費の月末時点の「サービス利用票」（控）から作成します。
- ⑤ 修正する場合は、修正箇所のみでの記入ではなく正しいサービス内容をすべて記入します。

様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票（令和1年12月分）

保険者番号				保険者名				作成区分																	
2		7		x		x		x		x		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成													
被保険者番号								被保険者氏名								居宅介護/介護予防 支援事業所番号									
0		0		x		x		x		x		x		x		x		x		2 7 7 x x					
生年月日								性別		要支援・要介護状態区分等															
明・大・㊟ 8年 5月 23日								㊟・女		事業対象者 要支援1・2 要介護1・2・3・4・㊟															
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額								限度額適用期間								担当介護支援専門員番号									
36,065 単位/月								①.平成 2.令和 30年7月		～		令和		2 7 x x x x x x											
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業								サービス事業者の 事業所名				事業所番号 (県番号-事業所番号)				サービス/ 総合事業識別		種類名		種類コード		給付計画単位数			

☆2修正・3取消の場合、作成区分上部に記載すること。
(3取消の場合は計画費及びサービス事業所請求が過誤となります。)
☆作成区分（1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成 3.介護予防支援事業者作成）のいずれかを○で囲むこと
☆サービス識別（指定・基準該当・地域密着・総合事業）いずれかを○で囲むこと。

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業								サービス事業者の 事業所名				事業所番号 (県番号-事業所番号)				サービス/ 総合事業識別		種類名		種類コード		給付計画単位数																			
XXヘルパーステーション		2		7		7		3		3		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		訪問介護		1		1		1 4 0 0									
XXレンタルサービス		2		7		7		2		3		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		福祉用具貸与		1		7		8 0 0 0									
XX特別養護老人施設		2		7		7		4		3		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		短期入所生活介護		2		1		5 0 0 0									
XX基準該当事業所		2		7		8		2		0		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		訪問介護		1		1		7 0 0 0									
XXデイサービス		2		7		7		2		0		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		地域密着型通所介護		7		8		1 5 0 0									
XX介護事業所		2		7		7		0		8		x		x		x		x		x		x		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		訪問型サービス (独自)		A		2		6 0 0 0									
事業所番号の3桁目が8の場合は 基準該当事業所となります。								指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業				指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業		指定地域密着型サービス種類（給付管理票に関するサービス） 71 夜間対応型訪問介護 72 認知症対応型通所介護 73 小規模多機能型居宅介護 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 79 看護小規模多機能居宅介護（複合型サービス） 78 地域密着型通所介護 68 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 38 認知症対応型共同生活介護（短期利用） 28 地域密着型特定施設入所者生活介護（短期利用） 79 看護小規模多機能居宅介護（複合型サービス）（短期利用） 74 介護予防認知症対応型通所介護 75 介護予防小規模多機能型居宅介護 69 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） 39 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）															
Aで始まるサービス種類コードの 場合は総合事業となります。																																									
																								合計		1		0		0		0		0		0					